

平成22年度の政策評価について

○政策評価の枠組みについて……………P1

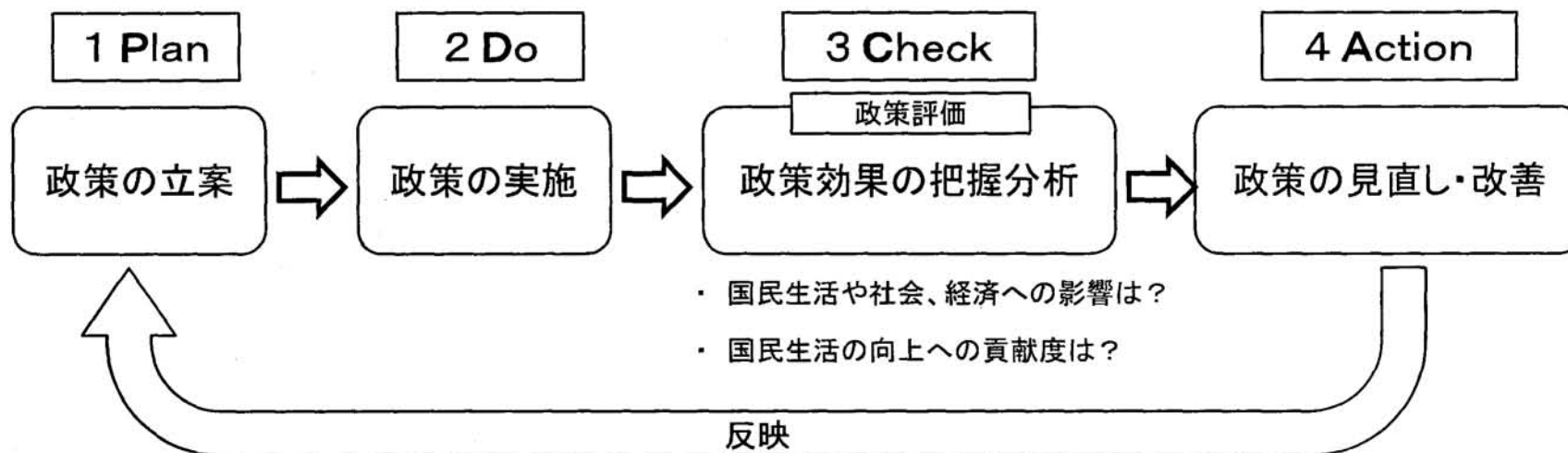
○国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営……………P5
を確保すること

○厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な……………P39
実施を確保すること

政策評価の枠組みについて

- 政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に政策効果を把握し、必要性・効率性・有効性等の観点から、自己評価を行い、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものです。
- 政策評価を、新たな政策(予算、組織・定員要求を含む)の企画立案【Plan】—実施【Do】—評価【Check】—見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施することにより、政策の質の向上や職員の意識改革などが進み、効率的で質の高い成果重視の行政が実現されるとともに、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底につながります。

PDCAによる政策マネジメントサイクル



※ 政策評価は、政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼を一層向上させることを目的として制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて実施されています。

厚生労働省 政策の改善への取組

— 政策評価の拡充 —

平成22年度～

厚生労働省では、行政評価法（※）に基づき、施策ごとに評価を行い、その結果を予算要求等へ反映させる政策評価を実施。以下のとおり、Checkの仕組みの拡充を行い、施策の改善に結びつける。

(1) 現状把握の徹底【担当部局】 →改善できるものはすぐに施策へ反映

担当部局が施策の実施状況をより迅速・こまめに把握する仕組みを構築
—事業者からの報告聴取、苦情・相談の分析、自治体職員との交流等

(2) アフターサービス室の設置 →改善できるものはすぐに施策へ反映

外部の有識者で構成されるアフターサービス室を設置
—施策の実施状況の把握、効果の測定等を行い、担当部局へ報告

(3) 有識者による評価内容のチェック【第3者】

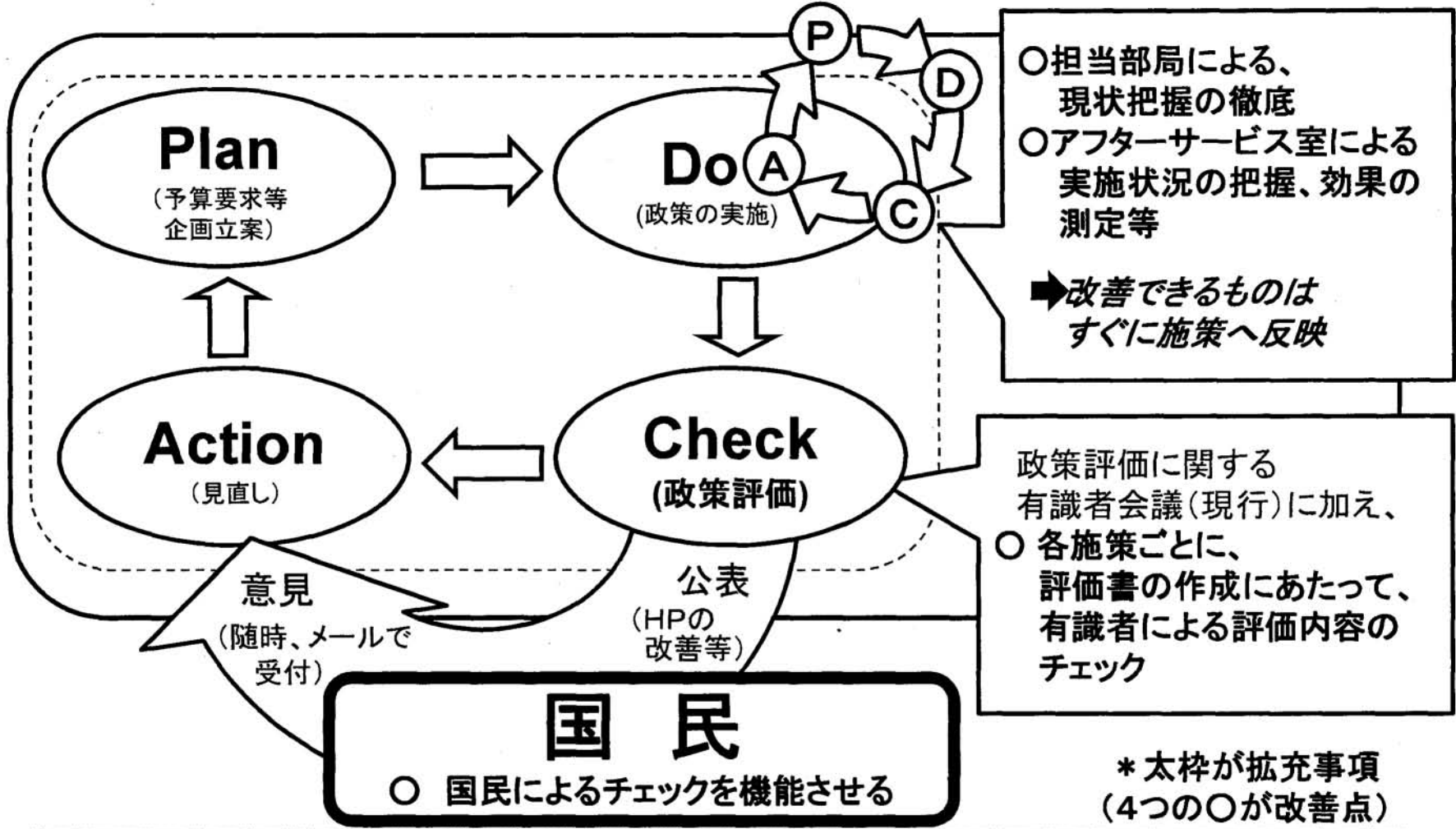
現行の有識者会議に加え、各施策ごとに、評価書の作成にあたって外部の有識者の意見を聴取—審議会に諮る、有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者、マスコミ関係者等)に個別又は検討会を立ち上げ依頼する等

(4) 国民によるチェックを機能させる →国民を向いた行政運営へ

国民に伝える—評価書の様式の改善・HPの改善(分かりやすいものへ)
国民の意見を拝聴する—HPにおいて、政策評価の方法や評価結果に関する御意見を随時メールで受け付ける

※ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)

厚生労働省における政策評価の拡充（平成22年度～）



- 【政策評価制度の目的】
- ① 国民に対する行政の説明責任を果たすこと
 - ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
 - ③ 国民の視点に立ち、成果重視の行政を実現すること

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命	
<p>厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。</p>	
基本目標	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
III	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
XI	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
XII	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること」
について

平成22年〇月
大臣官房厚生科学課(三浦公嗣課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標X I 国民生活の向上にかかわる科学技術の振興を図ること												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
施策大目標分野	国立試験研究機関の体制整備	研究支援体制	厚生労働分野の研究開発									

施策中目標

1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標X I 国民生活の向上にかかわる科学技術の振興を図ること

施策大目標1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

施策中目標1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

(関連施策)

特になし。

(予算書との関係)

(項) 厚生労働本省試験研究所試験研究費

- 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費 (全部)
- 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費 (全部)
- 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費 (全部)
- 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費 (全部)

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標1) 国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること
- (施策小目標2) 国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること
- (施策小目標3) 国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること
- (施策小目標4) 国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	(予算組換のため不明)	(予算組換のため不明)	4,553 (4,520)	4,148 (4,101)	3,927

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

- 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）により設置された、国立の研究機関です。

機関の名称	目的	事業
国立医薬品食品衛生研究所	医薬品・医療機器、食品、化学物質等について、品質・安全性・有効性を評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等
国立保健医療科学院	国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。	保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等
国立社会保障・人口問題研究所	人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。
国立感染症研究所	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等

- これらの研究所で行う研究を始めとした、厚生労働省の科学研究が、適正かつ効果的に行われるために、厚生労働省では「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成14年8月27日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。平成22年4月1日改定）を策定し、科学研究を適切に評価する仕組みを設けています。
- この指針に基づき、各国立試験研究機関では、3年に1度、それぞれの機関の研究開発成果について、外部の有識者による評価を行っています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

- 国立試験研究機関は、国民生活の向上のため、医薬品等の安全性、公衆衛生、社会保障・人口問題、感染症対策等について、科学的見地から研究するとともに関連情報の提供を行っているものです。
- 国立試験研究機関の機関評価については、指針等に基づき、3年に1度定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会において実施し、その結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表しています。
- また、評価の結果に関し、改善を求める必要がある事項については、厚生労働省本省から当該機関に対して指摘し、改善をうながしています。それを受けて、各機関は対処方針を策定し、厚生科学審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、機関におけるホームページにも公表しています。
- こうした研究開発評価のプロセスにおいては、研究重点化の方向性、社会貢献、国際協力、倫理規程の整備といった諸課題について議論されており、その結果、様々な形で機関の運営の改善が図られており、今後も適正に評価を行っていく必要があります。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 特にありません。

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値 (達成水準/達成時期)		平均 3.5 点以上/3 年間				
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価 (3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	4.5	—	—	3.9
達成率		—	—	—	—	—
2	国立保健医療科学院における研究課題評価 (3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	—	—	3.4	—
達成率		—	—	—	—	—
3	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価 (3年に1度実施)	—	—	—	点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な評価	—
達成率		—	—	—	—	—
4	国立感染症研究所における研究課題評価 (3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	4.0	4.2	3.8	4.4	3.9
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は各試験研究機関において行った研究課題評価の結果である。						

(指標の分析：有効性の評価)

研究をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、適切な研究の推進を図るためには、研究開発施策の評価に当たり、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究の実施・推進の両面から、定期的な評価を行うことが有効です。また、評価の公正や透明性を確保するためには、評価の結果について、できるだけ具体的な内容を公表することが有効です。

このため、各国立試験研究機関においては、外部委員からなる評価委員会を設置し、3年に一度機関評価を行うとともに、その結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表しています。

(効率性の評価)

外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができます。また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が多くあることから、これまでは3年程度の間隔を置いて評価を行っていました。ホームページによる公表は、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的と考えられます。

(今後の方向性)

今後も、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

(1) 施策小目標1 「国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること」
関係

(指標・目標値)

指標と目標値 (達成水準/達成時期)		平均 3.5 点以上/3 年間				
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価 (3 年に 1 度実施) ※総合評点は 5 点満点で、3 点で「良好」の評価	—	4.5	—	—	3.9
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は国立医薬品食品衛生研究所において行った研究課題評価の結果である。						

（事務事業等の概要）

国立医薬品食品衛生研究所では、医薬品・医療機器、食品、化学物質等について、品質・安全性・有効性を評価するため、医薬品や食品などの安全性に関する情報の科学的・体系的収集や、健康安全を確保するための様々な研究を行っています。個別の研究事業の内容については、別表 2 - 1 を御参照ください。

（評価と今後の方向性）

国立医薬品食品衛生研究所の研究については、外部の有識者からなる評価委員会において、平成 18 年度及び平成 21 年度の評価において、全ての研究事業において、「良好」である 3 点以上の評価を得ております。このことから、この研究所で行っている研究事業は、国民の福祉の向上のため、十分な成果を上げていると考えております。

今後とも国民の福祉の向上に役立つ研究を続けられるよう、評価委員会からの評価も踏まえ、研究業務の更なる改善に取り組んでまいります。

また、今後も、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

*各事業の個別の評点は、別表 3 - 1 を参照下さい。

(2) 施策小目標2「国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		平均3.5点以上／3年間				
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	国立保健医療科学院における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	—	—	—	3.4	—
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は国立保健医療科学院において行った研究課題評価の結果である。						

（事務事業等の概要）

国立保健医療科学院では、保健医療等の向上及び改善を図るため、公衆衛生に関する基盤的研究、医療システムの分析・評価、浄水処理技術の基礎的研究など、公衆衛生や保健医療に関する幅広い研究を行っています。個別の研究事業の内容については、別表2-2を御参照ください。

（評価と今後の方向性）

国立保健医療科学院の研究については、外部の有識者からなる評価委員会において、平成20年度の評価において、ほとんど全ての研究事業において、「良好」である3点以上の評価を得ております。このことから、この研究所で行っている研究事業は、保健医療等の向上及び改善のため、十分な成果を上げていると考えております。また、「良好」である3点を下回った事業については、成果を上げていないものとして、見直しを図る等改善を行っております。

今後とも保健医療等の向上及び改善に役立つ研究を続けられるよう、評価委員会からの評価も踏まえ、研究業務の更なる改善に取り組んでまいります。

また、今後も、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

*各事業の詳細な評価は、別表3-2を参照下さい。

(3) 施策小目標 3 「国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		平均 3.5 点以上／3 年間				
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価（3年に1度実施）				点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な評価	
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標は国立社会保障・人口問題研究所において行った研究課題評価の結果である。						

（事務事業等の概要）

国立社会保障・人口問題研究所では、わが国の社会保障政策の立案等に資するため、将来人口推計や社会保障に関する調査研究を行い、また、わが国の人口問題や社会保障制度についての政策的な研究を行っています。個別の研究事業の内容については、別表2-3を御参照ください。

（評価と今後の方向性）

国立社会保障・人口問題研究所の研究については、外部の有識者からなる評価委員会において評価を受けています。平成20年度の評価においては、各研究事業について評点を付ける評価方式でなかったことから、評点による評価は行われておりませんが、研究全体としては、「調査研究業務等を着実に実施してきている」と、肯定的な評価を得ております。このことから、この研究所で行っている研究事業は、十分な成果を上げていると考えております。

今後ともわが国の社会保障政策の立案等に役立つ研究を続けられるよう、評価委員会からの評価も踏まえ、研究業務の更なる改善に取り組んでまいります。

また、今後は、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くため、次回の評価から個別の研究事業に対する評点による評価を導入し、より客観的に評価がなされるよう取り組むと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

*各事業の詳細な評価は、別表3-3を参照下さい。

(4) 施策小目標4「国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		平均3.5点以上／3年間				
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	国立感染症研究所における研究課題評価（3年に1度実施） ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	4.0	4.2	3.8	4.4	3.9
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は国立感染症研究所において行った研究課題評価の結果である。						
※国立感染症研究所の各研究課題については開始年度で評価時期が異なっている。						

（事務事業等の概要）

国立感染症研究所では、国民の健康を守るため、新型インフルエンザやSARSをはじめとした様々な感染症について、その診断方法の確立や、治療方法の開発のための研究を行っています。個別の研究事業の内容については、別表2-4を御参照ください。

（評価と今後の方向性）

国立感染症研究所の研究については、外部の有識者からなる評価委員会において、平成17年度から平成21年度までの評価において、全ての研究事業において、「良好」である3点以上の評価を得ております。このことから、この研究所で行っている研究事業は、国民の健康を守るため、十分な成果を上げていると考えております。

今後とも感染症に関する診断・治療に役立つ研究を続けられるよう、評価委員会からの評価も踏まえ、研究業務の更なる改善に取り組んでまいります。

今後も、外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映いたします。

*各事業の詳細な評価は、別表3-4を参照下さい。

6. 施策の随時の見直し - 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。 http://www.sdlb.go.jp/iken_bosyu_voice.html	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下ので囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・ 減員 (〇〇関係)
- ・ 増員 (新規事業及び既存事業の見直しに伴う増 関係)
- ・ 組織・機構の統廃合

(4) 指標の見直しについて

指標については、現時点では特に見直す予定はありません。